

有害紫外線モニタリングネットワーク運営要領

1. 目的

有害紫外線の観測については、全国の大学、試験研究機関、民間団体等で個別に実施されており、これまでのところ相互の情報交換や共同の解析などは行われていない状況にある。

そこで、地上紫外線到達量の全国的な把握や、紫外線暴露による健康影響の評価などをはじめ、様々な形でその成果を広く活用することを目指し、各観測機関等の協力を得て国内の有害紫外線観測拠点をネットワーク化し、有害紫外線に係わる観測情報の収集及び共有体制を整備する。

2. ネットワークの体制

本有害紫外線モニタリングネットワークは、国立環境研究所地球環境研究センター(以後、CGER)が推進する地球環境モニタリング事業の一環として、国内の有害紫外線観測拠点の自発的な参加を広く得ることにより、有害紫外線に係わる観測情報の収集及び共有体制を「有害紫外線モニタリングネットワーク(以後、ネットワーク)」として整備する。

なお、有害紫外線観測拠点は、別記の観測基本要件を満たすものとする。

3. ネットワークの運営

本ネットワークは、国立環境研究所の研究者が実施代表者となり、CGERが事務局として運営する。

具体的な運営体制として、「有害紫外線モニタリングネットワーク運営委員会(以後、運営委員会)」、及び「有害紫外線モニタリングネットワーク担当者会議(以後、担当者会議)」を置く。

(1) 運営委員会

ネットワークの具体的な運用、集約されたデータの評価や取り扱い等を審議するために、有害紫外線観測に関する有識者、及びネットワーク参加機関の代表者等からなる運営委員会を設置する。

運営委員会の幹事は本事業の実施代表者とし、運営はCGERが行う。

(2) 担当者会議

CGERは、本ネットワークを円滑に運用するため、運営委員会構成員及びネットワーク参加機関の担当者から構成される担当者会議を必要に応じて開催する。

4. 各関係機関の役割等

(1) CGERの役割

CGERは、所管の5拠点での観測を行うとともに、ネットワークの事務局として以下の用務を行う。

- ・各ステーションから提供された観測データの管理、集約
- ・ネットワーク参加機関に対する集約データ、及び関連情報の提供
- ・運営委員会、及び担当者会議の開催、運営
- ・各参加機関における、測定機器の定期的な校正時の代替器の貸与
- ・データの公表、及び一般へのデータ提供
- ・ネットワーク拡大に向けた他機関への参加の呼びかけ

(2) 各参加機関の役割

ネットワークに参加する各観測機関は、以下の用務を行う。

- ・別記に示す要件を満たした観測の継続的な実施
- ・CGERに対する観測データの提供、及び観測の付随情報の報告
- ・運営委員会、及び担当者会議への参加
- ・観測の精度管理のための、観測機器の定期的な校正及び観測データの検証

5. 観測手法の統一及び精度管理

(1) 観測手法の統一

データ処理方法や観測機器の管理方法などを含む観測手法について、各参加機関はできる限り統一を図るものとする。その際、各参加機関における観測条件(機種、データ処理方法、観測場所の条件など)に関する情報を全機関で共有するとともに、変更があった場合は速やかにCGERに報告することとする。

(2) 精度管理

観測機器の校正等の精度管理については原則として各参加機関において行うこととする。ただし校正には多くの日数を要することから、データの欠損を防ぐため、CGERが校正期間中の代替器を貸与する。なお、校正は原則として毎年行うこととする。

6. データの帰属及び利用、公開

各参加機関における観測データは、各所属機関に帰属するものとするとともに、ネットワークに参加する機関相互での利用が行えるものとする。

CGERに集約されたデータは、速やかにネットワークに参加する全機関に提供する。ただし、検証前のデータについては、観測実務のための参考値扱いとする。

集約し検証されたデータは広く一般へ公開することを原則とするが、公開に際しては、運営委員会による評価を受けるものとする。

データの取り扱いの詳細については、必要に応じて、運営委員会で別に定めることとする。

なお、CGERに集約される観測データの利用に際しては、帯域型紫外放射計で観測されたものであることを明記し、分光型紫外放射計で観測された有害紫外線地上到達量とは質が異なることを認識すること。

7. その他

本運営要領は、運営委員会の議を経て、必要に応じて見直すことができる。

また、本要領に記載されていない実務的事項については、適宜運営委員会の議を経て、取り決めることができる。

8. 施行

本実施要領は、平成12年3月16日より施行する。

《別記》

ネットワーク参加機関における観測基本的要件

1. 観測機器

- ・紫外線・日射強度を、以下の機器で通年連続観測するもの。
 - ：全天日射計 (英弘精機製 MS-801、MS-401、MS-42等)
 - ：帯域型A領域紫外線計(英弘精機製 MS-210A、MS-212A)
 - ：帯域型B領域紫外線計(英弘精機製 MS-210W、MS-212W)

2. データ収録・提供

- ・以下の頻度でデータを収録すること。
 - ：10秒間隔で計測し、それを5/10分間平均として算出
 - ：アナログ積算(30/60分間)
- ・収録データを、速やかにネットワーク事務局に磁気媒体等で提供すること。
- ・1時間値をベースとして集計し、当面は四半期ごとにデータを集約・提供すること。

3. 観測機器の保守管理

- ・観測機器の保守(受光部の清拭、乾燥剤の交換等)を定期的実施すること。
- ・精度管理のための、機器の校正等を定期的実施すること。

4. その他

- ・今後とも長期にわたって観測の継続が見込まれていること。